

給与改定の勧告に当たって（人事委員会委員長談話）

本日、本委員会は、議会と知事に対し、職員の給与等について報告し、併せてその改定について勧告しました。

1 本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ってまいりました。

2 人事院は、本年8月8日に国家公務員について、月例給及び期末・勤勉手当の改定を行わない旨の報告を行いました。併せて、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、早急に昇給・昇格制度の改正を行う必要があるとして、これらに係る報告及び勧告を行いました。

なお、他の都道府県においては、人事院勧告の内容等を考慮した勧告がなされる動向にあります。

3 昨年においては、東日本大震災津波の影響により職種別民間給与実態調査を行わなかったため、職員給与と民間給与の較差が把握できませんでした。そのため、人事院勧告の内容を踏まえつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行った結果、人事院勧告に準ずることが適当であると判断したところであります。

本年においては、例年のとおり、職種別民間給与実態調査の結果から得られた県内の民間給与と職員給与との較差を基本として検討することが適当であると判断しました。

4 本県の職員給与と県内の民間給与を比較したところ、公民較差は0.05%（171円）と、職員給与が民間給与を上回っているものの、その較差は小さく、給料表の適切な改定を行うことは困難であります。また、給料の特別調整額の減額措置後の比較では職員給与が民間給与を下回っていること、さらには人事院勧告の内容、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、本年は月例給の改定を行わないことが適当であると判断しました。

5 期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合が職員の年間支給月数を下回っていることから、その均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.05月引き下げ、3.90月分とするよう勧告を行いました。

6 昇給・昇格制度については、本県においても、50歳台後半層における公民の給与差をみると、公務が民間を相当程度上回っている状況にあること、また、本県の給与制度はこれまでも基本的に国に準じてきているところであり、他の都道府県の動向等も勘案した結果、世代間の給与配分を適正化する観点から、人事院勧告に準じた措置を講ずることが適当であると判断しました。

7 給与構造改革の経過措置については、廃止することが適当ではありますが、その時期については、本県における経過措置適用者の割合が依然として国よりも高い水準で推移していることや他の都道府県の動向を考慮した上で、判断する必要がある旨、報告で言及し

たところでは。

8 心身の健康管理については、今後も、各任命権者において、職員の状況に応じたメンタルヘルス対策を強化するとともに、管理監督者による職場環境の改善や職員の不調の早期発見等を支援するなど、職員の健康管理対策への重点的かつ能動的な取組を継続するよう期待する旨、報告で言及したところです。

9 本年の勧告は、期末手当の引下げ及び55歳を超える職員についての昇給制度の見直しを行うという職員にとって厳しい内容としたところです。

本県の職員のみならず、他の地方公共団体等からの派遣職員等を含めた全ての職員が、東日本大震災津波からの復旧・復興を始め職務に精励していることに深い敬意を表するとともに、職員個々にあつては、東日本大震災津波の影響等により依然として厳しい状況にある県内の経済・雇用情勢等を十分に理解し、被災者を始めとした県民の公務に寄せる期待と信頼にこたえるよう、高い倫理感を備え、全体の奉仕者としての使命を銘記し、県民の視点に立って地域の行政に対する要請を的確に把握し、全力を挙げてその職責を果たされることを要望します。

県民各位におかれては、人事委員会が行う給与勧告の意義と職員の適正な勤務条件を確保することの必要性について、深い御理解をいただきたいと思います。

平成 24 年 10 月 18 日

岩手県人事委員会
委員長 熊谷 隆司